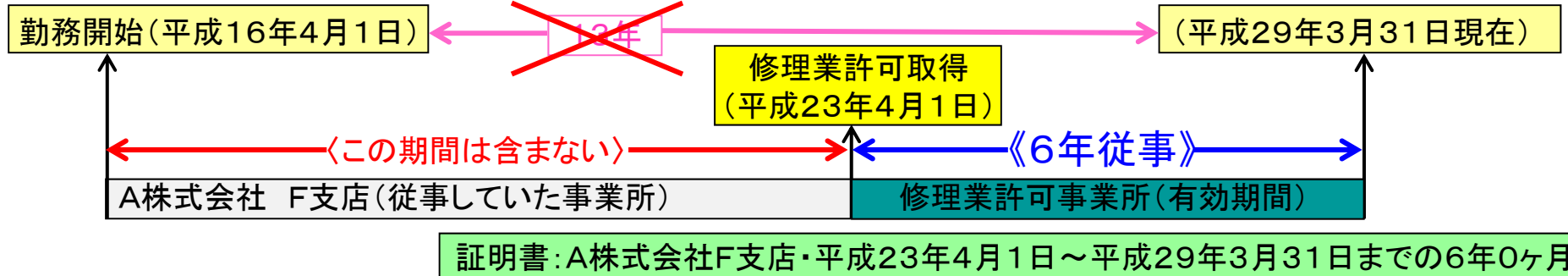


医療機器修理責任技術者基礎講習受講申込時提出の従事年数証明書に記載する従事年数について

1. 従事していた事業所が医療機器の修理業許可(又は製造業の許可・登録)を取得しており、3年以上従事している場合のみ、受講資格を満たすこととなります。(許可(又は製造業の許可・登録)を受けていない期間・事業所は対象外です)



2. 「従事期間」は、2以上の修理業許可(又は製造業の許可・登録)を取得している業態・場所において通算したのもでもOK。

